

高所火気使用作業安全基準

項 目	基 準	急 所
01 施工前に行うこと	<p>工事打ち合わせを行う。</p> <p>火気使用許可証を受ける。</p> <p>作業指揮者を選任する。</p> <p>作業方法、順序、安全の確認の周知徹底をはかる。</p> <p>作業に適応した足場を設ける。</p> <p>消火器を用意する。</p> <p>作業点より別表に示す距離以内の一切の可燃物を安全な場所に移す（実際の移動作業は客先が行う）。</p> <p>移動不可能な可燃物には着火の恐れのないカバーを掛ける。</p> <p>作業点より別表に示す距離に安全ロープによりナワ張りを設け、作業標識を付ける。</p> <p>壁、床等の隙間より火花が飛び込む恐れがある場合には防火覆いを設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事打ち合わせ要領による。 ・高所作業要領に基づき、命綱を使用する。 ・作業場所下に防火用水等を置。 ・作業者の手元には、消火器を置く（消火器落下に注意する）。 ・配管孔、床孔等に注意する。
02 施工中に行うこと	<p>溶接溶断による火花、熔融金属等が周囲に飛散しない様に受け具または覆いを取付ける。</p> <p>風速、風向に注意し、必要に応じて遮風設備を設ける。</p> <p>火花落下地点には落下した火花を直ぐ消火出来るよう、消火器、水等を準備した監視員を必ず一名以上配置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バケツ、ホッパー、石綿布等不燃性の物を用いる。
03 施工後に行うこと	<p>火花の落下地域に多量の水を散布する。</p> <p>工事担当課立ち会いで、消火確認を行う。</p> <p>工事終了後約一時間経ってから、再度消火確認をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用許可証を工事担当課または客先へ持って行く。

高所火気使用作業安全基準

別表：ガス切断による火花の飛散可能半径

作業高さ(m)	飛散半径(m)	備考
～ 5m 迄	7m	・安全工学 Vol.5 2 (1966) P-113 横向き作業 追い風 (1～5m/s) 鋼板切断作業の 実験値より。 但し高さ 5m 以下については実験による。
5～10m 迄	10m	
10～15m 迄	15m	
15～20m 迄	20m	